

∴
知財産敷童（ざしきわらし）語り部
∴

『AI は発明者になれるか？』

日本弁理士会 東北会
弁理士 水野 博文

我が国を含む多くの国では、特許制度において発明者は自然人（生身の人間）に限られるとされてきました。特許法において「発明者」とは具体的に誰を指すのかについて、明記した規定はありません。しかし、最近では技術の進歩に伴い、その概念に挑戦する声が高まっています。特許法の枠組みが、急速な技術革新に適應できるよう検討されてきております。

諸外国を見ると、米国や欧州では、AI を発明者として認めていません。韓国では、ソウル行政裁判所が自然人に限るとの判決が下されております。英国やドイツでは、この問題はまだ係争中です。また、オーストラリアでは、2021年7月にメルボルン連邦地方裁判所において世界で初めてAI を発明者とする判決がありましたが、上訴中であるとのことでした。

しかし、近年のAI 技術の急速な技術革新は、学習機能をもって創造的な成果を出力させる生成AI（汎用人工知能）が出現してきております。著作物の分野では創造能力をもったAI が自然人の知能行為と同等の結果を出して話題になっていることはご存じのことと思います。これは、従来の特許制度が想定していない新たな課題を提起しています。今後、特許法の適用範囲や基準が、このような生成AI の出現を考慮した検討が行われるものと思います。

そんな中、AI が発明者となることを認めていなかった米国では、2024年2月12日に、人工知能（AI）を活用した発明について、人が「重要な貢献」をした場合に知的財産権法で特許付与の対象になるとする新たなガイダンスを米国特許商標庁が発表しました（注1）。これにより、AI が共同発明者として認められる方向に動き始めていると思います。

日進月歩の環境の変化を見れば、発明者は自然人に限るとする考えが変わるかも知れません。我が国だけでなく、諸外国においても、AI 発明を見据えた法改正や運用が大きく変わる可能性があると思います。

<参考>

注1：USPTO、AI の支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを発行（JETRO ホームページ）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2024/20240213.pdf

米国特許商標庁ホームページ

<https://www.uspto.gov/blog/director/entry/ai-and-inventorship-guidance-incentivizing>

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

※本コラムの無断転載を禁じます。